新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）（令和３年 10 月８日）

2021 年 10 月 8 日

●１０月８日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

●今回の措置の主な点を以下のとおりお知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、最新の情報に御留意いただくとともに、特に本件措置の対象となるワクチン接種証明書等について、下記のホームページ等を御確認ください。

「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について（2021 年 10 月 8 日現在）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html ）

「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月 27 日）に基づく措置の適用に当たって、アストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が

製造する「コビシールド（Covishield）」については、10 月 12 日午前 0 時以降、既に日本入国時の水際防疫措置緩和の対象となっている「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱います。

さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」

（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100244504.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（ https://www.anzen.mofa.go.jp/ ）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/ （PC 版・スマートフォン版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html （モバイル版）